

告 示

埼玉県選管告示第十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
 第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
 投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和元年六月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	医療法人 蒼龍会 武蔵嵐山病院	埼玉県東松山市 上唐子千三百十二番地一
病院	医療法人社団 葵会 介護老人保健施設 葵の園・春日部	埼玉県春日部市 金崎七十一番一号
病院	医療法人財団 新生会 大宮共立病院介護医療院	埼玉県さいたま市見沼区 片柳千五百五十番地
老人ホーム	社会福祉法人 樹会 地域密着型 特別養護老人ホーム 鶴ヶ岡苑	埼玉県ふじみ野市 西鶴ヶ岡二千百五十八番三
老人ホーム	社会福祉法人 青芳会 特別養護老人ホーム 鍵山苑 1号館	埼玉県入間市 鍵山三丁目十一番二号
老人ホーム	社会福祉法人 青芳会 特別養護老人ホーム 鍵山苑 2号館	埼玉県入間市 鍵山三丁目十一番二号
老人ホーム	社会福祉法人 栄光会 特別養護老人ホーム なみきロイヤルの園	埼玉県所沢市 北原町千三百七十五番地二
老人ホーム	社会福祉法人 さきたま会 養護老人ホーム 清和園	埼玉県羽生市 大字上岩瀬三百七十九番地